

平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案中修正要綱

1 題名の修正

「平成24年度における公債の発行の特例に関する法律」を「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」に改めることとする。

2 第1条から第3条までの修正

平成24年度及び平成25年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、次の措置に係る規定を加える等の修正を行うこととする。

① 政府は、財政法第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとすること。

② ①の公債についての償還及び平成26年度以降の利子の支払に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとすること。

③ ①の公債については、平成45年度までの間に償還するものとすること。

④ ①の公債は、特別会計に関する法律第42条第2項の規定の適用については、国债とみなさないこととすること。

3 附則の修正

施行期日を公布の日（ただし、2①の公債の発行に関する措置に係る規定は、この法律の公布の日又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布の日のいずれか遅い日）に修正することとする。